

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針
(平成十八年九月二十九日)
(厚生労働省告示第五百六十五号)

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十八号)第二十条第四項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)、第五十六条第四項(第六十八条第二項において準用する場合を含む。)及び第七十五条第四項の規定に基づき、食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針
一 適正な手続の確保

指定知的障害児施設(児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十八号。以下「指定施設基準」という。)第一条第二号に規定する指定知的障害児施設をいう。)、指定第二種自閉症児施設(同条第四号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。)、指定知的障害児通園施設(同条第五号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。)、指定盲ろうあ児施設(同条第六号に規定する指定盲ろうあ児施設をいう。)、指定肢体不自由児施設(同条第十号に規定する指定肢体不自由児施設をいう。)、指定肢体不自由児通園施設(同条第十一号に規定する指定肢体不自由児通園施設をいう。)又は指定肢体不自由児療護施設(同条第十二号に規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。)(以下「指定知的障害児施設等」と総称する。)における食事の提供及び光熱水費に係る契約(以下「契約」という。)の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。

- イ 当該契約の締結に当たっては、施設給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者(法第六十三条の三の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者を含む。)をいう。以下同じ。)に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。
- ロ 当該契約の内容について、施設給付決定保護者から文書により同意を得ること。

ハ 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料について、その具体的な内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程(指定施設基準第三十五条、第五十八条、第六十七条及び第七十七条に規定する運営規程をいう。)への記載を行うとともに、指定知的障害児施設等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料

イ 食事の提供に要する費用に係る利用料

食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、指定知的障害児施設等に通う障害児に係る施設給付決定保護者のうち、児童福祉法施行令(昭和三十二年政令第七十四号)第二十七条の十一第一項第二号から第四号までに掲げる者及び同項第一号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者(施設給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等をいう。))が特定支給決定障害者(障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第一項第二号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。))である場合又は施設給付決定保護者が令第五十条の二の二加齢児(児童福祉法施行規則(昭和三十二年厚生省令第十一号)第五十一条の四の二に規定する令第五十条の二の二加齢児をいう。以下この項において同じ。))である場合にあっては、当該特定支給決定障害者又は令第五十条の二の二加齢児及びその配偶者に限る。)について指定施設支援(法第二十四条の二第一項(法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。))に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。)のあった日の属する年度(指定施設支援のあった日が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同規則第五十一条の六の三に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が二十八万円未満(令第五十条の二の二加齢児にあっては十六万円未満)であるものについては、食材料費に相当する額とすること。

ロ 光熱水費に係る利用料

光熱水費に係る利用料は、光熱水費に相当する額とすること。

改正文（平成一九年六月二九日厚生労働省告示第二二七号）抄
平成十九年七月一日から適用する。

改正文（平成二〇年七月一日厚生労働省告示第三六一号）抄
平成二十年七月一日から適用する。